令 和 ８ 年 １１ 月

令 和 ９ 年 度 当 初 予 算

編 成 に 対 す る 申 し 入 れ



兵庫県議会自由民主党議員団

令和８年１１月９日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦　様

兵庫県議会自由民主党議員団
幹　事　長　北　口　寛　人
政務調査会長　戸井田ゆうすけ

令和９年度当初予算編成に対する申し入れ

起債許可団体に移行した本県は、今、大きな転換期を迎えています。

特に、令和９年度においては、歳入・歳出全般にわたる改革の検討を加速させていくと同時に、その改革内容を今後の予算編成や政策評価へと着実に反映させていく極めて重要な局面にあります。国では、「強い経済」と「財政の持続可能性」の両立に向け、歳出改革を継続するとともに、施策の優先順位を見直し、重点化を進める方針が示されています。

本県としても、将来の成長につながる投資を着実に進める一方、各施策について、その効果や波及効果、将来負担、国庫補助金や交付税措置等を踏まえた実質的な県負担を十分に検証し、限られた財源を真に必要な施策へ重点的に配分していく必要があります。その際、単年度の事業費や削減額のみを基準とするのではなく、将来の行政コストや社会的損失の抑制につながる予防的な投資についても適切に評価することが重要です。

また、県民の安全・安心や暮らしを支える行政サービス、社会基盤の維持・更新については必要な水準を確保しながら、財政状況の厳しい中にあっても県民の豊かな暮らしを実現するため、安定した財政運営と実効性あるガバナンス体制の強化を進めていく必要があります。

我が兵庫県議会自由民主党議員団は、誰一人取り残さない社会的包摂を旨とし、一人ひとりが活躍できる社会を目指し、県財政全般にわたる改革の推進、民間等の視点や資本の活用、中小企業支援による地域経済の活性化、防災・減災に資する社会基盤の適切な維持管理、持続可能な地域医療提供体制の構築、地域共生社会の実現、特殊詐欺対策の強化、第４期「ひょうご教育創造プラン」の確実な推進、農林水産業の担い手確保、脱炭素社会の実現、企業庁による地域活力創出、広域的・分野横断的な連携・協働の推進など、経済・社会の変化と課題を的確に捉え、力強く新たな時代を切り拓いていく所存です。

二元代表制の下、県政運営の重責を担う議会の最大会派として、県民の負託に応えるべく、特に重要な政策と位置づけた最重点提言５項目をはじ

め、各分野において重要と位置づけた計 332 項目を提言いたします。

知事におかれては、令和９年度当初予算編成に当たり、責任政党である自由民主党議員団のこれらの提言を最大限に取り入れ、「兵庫の挑戦を、前へ。県民とともに、次の兵庫へ。」の実現に向け、県当局と県議会が車の両輪として県政を進めていかれるよう、強く申し入れます。

兵庫県議会自由民主党議員団　執行部及び各部会構成員

(執　行　部)

幹　　事　　長：　北　口　寛　人　　政務調査会長：　戸井田ゆうすけ
副 幹 事 長：　風　早　ひさお　　副　　会　　長：　長　瀬　たけし
同　　上：　大　上　和　則　　同　　上：　太 田 やすふみ
同　　上：　前　井　ま　き

部　会　名	正　副　部　会　長	政　策　委　員
総　務　部　会	部 会 長：　吉　岡　たけし 副部会長：　橘　　秀太郎	内　藤　兵　衛 藤　田　孝　夫 北　川　泰　寿 島　津　明　香
健康福祉部会	部 会 長：　谷　口　俊　介 副部会長：　白　井　かずや	伊　藤　　傑 北　野　　実 大　前　はるよ 藤　本　百　男 長　岡　壮　壽
産業労働部会	部 会 長：　山　口　晋　平 副部会長：　伊　藤　栄　介	岡　　つよし 伊　藤　　傑 水　田　裕一郎 北　川　泰　寿 石　川　憲　幸
農政環境部会	部 会 長：　浜　田　知　昭 副部会長：　富　山　恵　二	村　岡　真夕子 松　本　隆　弘 黒　川　　治 藤　田　孝　夫
建　設　部　会	部 会 長：　大　豊　康　臣 副部会長：　松　本　裕　一	水　田　裕一郎 北　野　　実 内　藤　兵　衛 松　本　隆　弘 石　川　憲　幸
文　教　部　会	部 会 長：　北　浜　みどり 副部会長：　前　井　ま　き	大　前　はるよ 藤　本　百　男 原　　テツアキ 黒　川　　治 島　津　明　香
警　察　部　会	部 会 長：　奥　谷　謙　一 副部会長：　風　早　ひさお	岡　　つよし 村　岡　真夕子 原　　テツアキ 長　岡　壮　壽

■ 最重点提言項目

Ⅰ　財政規律（財政ガバナンス）の強化と力強い兵庫経済の推進

県財政の改善に向け、費用便益比に限定されない多角的かつ不確実性を踏まえた分析を行い、事業効果、将来負担、国庫補助金や交付税措置等を含む実質的な県負担を適切に把握した上で、歳出・歳入改革を強力に推進するとともに、県政改革の透明性・適正性の向上を通じてガバナンスを強化すること。

また、農林水産業・観光・教育・環境等の分野を牽引役に、地域経済の活性化と県民生活の豊かさの創出を着実に実現すること。併せて、交流人口・関係人口の拡大を図り、人・モノ・情報・投資を呼び込み、物価高の影響を受けて厳しい状況にある中小企業等の支援強化と地域経済の好循環の実現に向けた取組を推進すること。

さらに、県が発注する委託業務や公共調達等について、物価・人件費等の上昇を適切に反映するとともに、県内企業・地域事業者の受注機会の確保等を通じ、限られた県費が県内経済に循環する取組を推進すること。

Ⅱ　伝統の尊重とともに未来を切り拓く政策の推進

担い手不足の深刻化やデジタル技術の発展など、社会が急速に変化する中、未来への投資として、教育環境及び子育て世代への支援を充実させるとともに、子育てから教育、就業、さらには経済・産業を支える人材の育成まで、切れ目のない支援を展開すること。

また、若者支援と併せてシビックプライドの醸成や県内就職・県内定着の促進を図るとともに、「若者・Z 世代応援パッケージ」などの施策効果の見える化を進め、効果検証に基づく改善を図ること。さらに、地場産業や重工業に加え、次世代成長産業への支援強化と兵庫の多彩な資源を活かしたツーリズムを推進すること。

Ⅲ　安心安全な県土づくりの実施

防災先進県として、「県民の命を一人も失わせない」との決意のもと、県民の生命・財産を守るため、複合災害対策の強化や社会・生活インフラの機能維持を図るための集約化・再編、予防保全・長寿命化対策を推進するとともに、防災局の誘致や地域公共交通の維持・確保に向け、国に強く働きかけること。

また、特殊詐欺対策や防犯・交通安全対策を強化するため、警察組織基盤を強化するとともに、医療・福祉基盤の充実を図り、県民が将来にわたり安全・安心に暮らすことのできる地域社会の構築を進めること。

Ⅳ　多様性と包摂性のある兵庫五国の持続的発展

兵庫五国の各地域が持つ特性を活かした持続的な地域づくりを進めるため、地域コミュニティ機能の再構築を図るとともに、教育機関・医療機関・行政サービス等への快適なアクセスの確保に取り組むこと。特に、人口減少地域においては、人口密度や交通条件、サービス提供体制等の地域差を踏まえ、必要な生活サービスが持続的に確保されるよう配慮すること。

また、分野横断的に関連する政策を密接に連携させ、後世に「ふるさと兵庫」を継承していくための方策や取組について調査・研究を行い、多様性と包摂性のある兵庫五国を実現すること。

Ⅴ　一人ひとりが尊重される社会の構築

一人ひとりが尊重され安心して暮らせる社会の実現に向け、不登校対策の推進や誰もが担い手として参加・活躍できる人材総活躍社会の構築を推進すること。他方で、多様性に名を借りた身勝手な主張や振る舞いにより県民が不安を感じることのないよう留意すること。

令和９年度当初予算編成に対する申し入れ

総務部会

１　新たな地域創生の実現～持続可能な地域づくり～・・・・・・・・・　８
２　県政改革の着実な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９
３　地方分権改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
４　安心・安全な県民生活の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
５　男女共同参画計画の着実な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
６　青少年の健全育成の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
７　人権啓発施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

健康福祉部会

１　若者が安心して結婚、出産、子育てができる社会づくりの推進・・　13
２　虐待・ＤＶ防止対策の推進・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
３　社会的養護の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
４　社会福祉基盤の充実と地域福祉力の向上・・・・・・・・・・・・・・　15
５　医療確保と健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
６　がん対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
７　障害者等の自立を支援するユニバーサル社会づくりの推進・・・・　18
８　県立病院の構造改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19
９　生活衛生の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19

産業労働部会

１　新しい社会を見据えた、成長と分配の好循環の推進・・・・・・・　21
２　地域を支える産業・地場産業等の振興・・・・・・・・・・・・・・　21
３　成長産業の創出・育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
４　産業人材の確保・育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
５　兵庫の多彩な資源を生かした観光による交流人口の拡大・・・・・　24
６　国際経済活動の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24

農政環境部会

１　環境と調和した持続可能な農林水産業の推進・・・・・・・・・・　25
２　需要に応える農業の競争力強化と持続的発展・・・・・・・・・・　25
３　持続可能な畜産・酪農の実現と経営基盤の強化・・・・・・・・・　29
４　木材の有効利用と森林の保全・再生・・・・・・・・・・・・・・・　29
５　豊かな海の再生と海洋環境の激変に対応した水産業の推進・・・・　30
６　新たな価値創出による需要の開拓・・・・・・・・・・・・・・・・　31
７　脱炭素の推進と持続可能な循環型社会の実現・・・・・・・・・・　32
８　人と動植物の共生と豊かな自然の保全・・・・・・・・・・・・・・　33

建設部会

１　自然災害に備える強靭な県土の構築・・・・・・・・・・・・・・・・　35
２　日常生活や交流を支える社会基盤の充実・・・・・・・・・・・・・・　35
３　持続可能な地域をつなぐ社会基盤の形成・・・・・・・・・・・・・・　36
４　社会の変化に対応した取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・　38
５　地域創生に資するまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　38
６　地域活力を創造する企業庁の新たな取組・・・・・・・・・・・・・・　39

文教部会

１　第４期「ひょうご教育創造プラン」等に基づく教育の推進・・・・　41
２　「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成・・・・　41
３　予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進・・・・・・・・・　42
４　すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・
　　地域等の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　43
５　安心・安全で質の高い学びを実現する教育・職場環境の整備・充実・・　44

警察部会

１　県民の安全を守る力強い警察活動の展開・・・・・・・・・・・・・・　46
２　警察組織基盤の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　46
３　交通事故防止対策の総合的な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・　47
４　県民に身近で不安を与える犯罪の未然防止に資する活動の推進・・　48
５　青少年の非行防止と健全育成に向けた取組の推進・・・・・・・・・　48
６　サイバーセキュリティ対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・　48

総 務 部 会

＜新たな地域創生の実現　～持続可能な地域づくり～ ＞

1　人口減少は止められないという前提に立ち、持続可能な地域づくりのために本県が取り組んできた施策の成果を連動させ、若い世代の意見も取り込みながら、多様な価値観を持つ県民が寛容性を持ち、豊かな気持ちで生活できる誰一人取り残されない環境を整備するとともに、人口減少や高齢化、地域コミュニティの希薄化が進む中においても、地域防災や地域福祉、地域活動拠点の充実など、県民が安心して暮らし続けることのできる地域コミュニティ機能の維持・再構築を進めること

2　持続可能性を高めるため、交流人口から関係人口の創出・拡大を通じ、地域内外の多様な人々や市町、地域が交流・共創しながら、地域資源・文化・自然環境の再生と価値創出、そして地域のシビックプライドの醸成を図る「リジェネラティブな地域づくり」に取り組むこと

3　人・地域・自然が共に豊かに循環する特長ある地域創生を目指すため、地域活動や伝統行事への参加などの地域との関わりの継続的かつ深化を進めるとともに、関係人口創出のための二地域居住やワーケーションなどの多様な地域との関わり方を促進し、地域内外の人材が継続して地域づくりに参画できるの環境を整備すること

4　地域で活動し、地域づくりや社会活動に取り組む多様な人材同士がつながり合い、そのつながりの中に若い世代が新たに加わり育っていく仕組みを構築するため、地域で挑戦する人材同士のネットワークづくり、世代を超えた交流の場の整備、地域活動への若者参画の促進を進め、次代を担う人材の育成と地域活動の継承につなげること

5　本県の有する全国最多９つの日本遺産やジオパークをはじめとする地域資源などの保存・活用及び「鳴門の渦潮」の世界遺産登録に向けた取組の推進、世界農業遺産登録された「美方郡産但馬牛」の活用など、兵庫五国の魅力を活かした地域創生の実現に取り組むこと

6　「どこよりも選ばれる『兵庫五国』になる」という認識に立ち、万博のレガシーが継続的な兵庫の活性化につながるよう、「ひょうごフィールドパビリオン」などによって磨き上げた多様な地域資源や部局を超えた本県の魅力を、ターゲットに届く戦略的広報によって国内外の誘客促進に取り組むこと

7　県民生活に直結する情報発信体制を強化し、県民が必要な情報に確実にアクセスできる環境整備を進めるとともに、情報発信のデジタル化によって県民サービスに格差が生じないよう、高齢者をはじめデジタル機器の利用に不安を抱える県民への支援を充実し、デジタルデバイド（情報格差）の解消に取り組むこと

8　「芸術文化立県ひょうご」をめざし、県土各地での多彩な芸術活動への支援や、誰もが身近に芸術文化に触れ、参加し、楽しめる環境づくりとその魅力発信を推進

するとともに、芸術文化を通じた地域住民の交流や賑わいの創出、地域経済の活性化につなげること

9　「する・みる・ささえる」スポーツへの参画を通じた官民連携の取り組みによる地域活性化や、人材育成、観光振興、産業創出などの更なる取組を進め、持続可能な地域づくりの実現に資する施策として推進すること

10　地域スポーツや文化活動の持続可能な運営体制づくりのため、新たに設立された「ひょうごスポーツコミッション」を核として、スポーツ協会、スポーツクラブ21、市町等との連携のもと全県的な支援体制を強化すること

11　中学校の部活動地域展開などの施策によって子ども達のスポーツ・文化活動の機会が減少することのないよう、これまでの学校部活動の枠にとらわれず、子ども達が多様な文化、スポーツ、その他の活動に触れ、自らの興味や適性に応じて活動を選択できるきっかけや機会を創出する取組を推進すること

12　「ひょうごビジョン2050」の実現に向け、地域DX及び行政DXの取組を一層加速させ、生成AIや、データ解析などの先端技術を積極的に取り入れ、地域公共交通、福祉、防災、観光、産業振興、行政サービスなどの幅広い分野における地域課題の解決や県民サービスの向上につなげるとともに、その成果や失敗の経験を県庁、市町、地域等で共有・周知し、従来の発想を超えた新たな解決策創出のリテラシー向上を図ること

13　若者・Z世代パッケージの施策として、大学等高等教育機関への進学に伴う経済的負担軽減に向けて、対象者を限定しすぎることのないよう、将来的に授業料等の無償化に近づく後払い制度の導入などを検討すること

＜県政改革の着実な推進＞

14　起債許可団体への移行等、厳しい財政状況が続く中、新たに策定された公債費負担適正化計画に基づいた県政改革方針の方向性など、更なる県の行財政全般にわたる改革を推進し、民間等の視点や資本も生かしながら、人口減少社会における時代の変化や県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政基盤を確立すること

15　県民本位で質の高い行政サービスの実現に向け、ＡＩ（人工知能）、ＩＣＴ（情報通信技術）等の新技術を積極的に活用した業務改革の推進、職員の意識改革、組織風土の醸成など、職員の新しい働き方改革を推進すること

16　県民サービスの低下を招かぬため、また、来たる地震災害等への備えを早急に図るため、耐震性能が不足している県庁舎・議会棟の再整備については、策定された「新庁舎等整備プロジェクト基本構想」に基づき着実に事業を推進するとともに、県庁舎・議会棟を含めた「神戸の都心の未来の姿」及び「元町山手地区のにぎわいづくり」に資する施策を推進すること。また、再整備を進める間に災害が発生する可能性を考慮し、庁舎の分散・移転時のＢＣＰにも十分に配慮すること

＜地方分権改革の推進＞

17　県独自規制等の見直しやＤＸ技術の活用、行政手続きの簡素化・オンライン化など、県民の利便性向上に向けた規制・行政改革を推進するとともに、市町が地域性を活かした施策を主体的に実施できるよう、県から市町に対する分権を一層推進すること

18　県と市町、周辺市町同士がそれぞれの独自性を損なうことなく相互に補完してその責務を果たすことができるよう、県及び市町がそれぞれの役割や機能を果たしながら連携を一層密にし、地域の実情に応じた効率的・効果的な施策展開を図ること

19　関西の府県域を越える広域的な課題に対応するため、関西広域連合による広域行政を推進するとともに、東京一極集中のリスク軽減や災害時などの迅速な対応のため、「防災庁」の地域拠点を本県に誘致するなど、関西復権への取組を加速させること

＜安心・安全な県民生活の確保＞

20　「南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム」等に基づく防潮堤や水門整備等のハード対策や、津波避難対策、避難行動要支援者支援といったソフト対策について、最新の被害想定や国の動向、現行アクションプログラムの進捗・課題を適切に反映し、市町や関西広域連合等とも連携しながら、想定される地震・津波等対策を確実かつ早急に実施すること

21　能登半島地震を踏まえた対策検討会で示された対応策を、地域防災計画や県・市町合同防災訓練等に着実に反映し、初動対応、被災地支援、応援受援、保健医療、福祉、復旧復興、教育、DX 情報発信等の各分野における実効性ある取組として推進すること

22　地震や風水害への備えとして市町との連携による防災力の強化、並びに消防団の消防体制の維持と支援、自主防災組織の育成と活動支援など、地域防災力の向上を図ること

23　自然災害や新たな感染症との「複合災害」などに対応するため、更なる避難場所の確保や資材等の充実を図るとともに、県内市町や警察等の関係機関と連携した実践的な避難訓練等による対応力強化に努めること

24　「兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）のあり方検討会」の最終報告を踏まえ、将来の大規模災害においても持続可能で実効性のある制度となるよう適切な運営に努めるとともに、制度内容について県民への丁寧な周知・説明を実施すること

25　兵庫県庁業務継続計画（兵庫県庁ＢＣＰ）について、南海トラフ地震や新たな感染症との複合災害等を想定し、非常時優先業務、職員参集・応援体制、代替庁

舎、通信・情報システム、応援職員・物資の受入体制等の実効性について、定期的な訓練を通じて検証し、計画の継続的改善を行うこと

26　我が国を取り巻く厳しい安全保障環境等を踏まえ、日本海側・瀬戸内海側それぞれの地理的環境に応じた国民保護・危機管理事案対応能力の向上を図ること

27　防犯活動・防犯環境の整備など、地域の実情に応じた自主防犯活動の推進を図ること

28　思いがけず犯罪被害に遭い被害者となった方やその家族等が十分な支援を受けられずに社会で孤立したり、二次被害を受けたりすることがないよう、国や関係機関、民間団体との連携・協力を一層強化して、切れ目のない犯罪被害者等支援に取り組むこと

29　罪を犯した人等の立ち直りや社会復帰支援などの更生保護をより推進し、保護司などの関係団体と連携を行い、「誰も取り残さない」持続可能な社会の実現に取り組むこと

30　外国人等の再犯防止に関しては、言語・文化・生活習慣等の違いにも配慮しつつ、法令や社会のルールを理解するための多言語による情報提供や、就労・生活支援等を含む社会復帰支援のあり方を研究するとともに、不法滞在その他在留資格に関わる問題については、国及び関係機関との適切な連携のあり方を研究すること

31　大阪・夢洲におけるＩＲ（カジノを含む統合リゾート）の整備を見据え、その開業が本県にもたらす影響を想定した施策を検討するとともに、ギャンブル等依存症で苦しむことのない安心できる社会の実現に取り組むこと

32　自転車の安全で適正な利用を推進するため、交通安全教育を充実させるとともに、全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の促進及び全国に先駆けて条例で義務づけした自転車損害賠償保険等への加入促進を図ること

33　消費生活総合センターによる消費者被害の防止・救済機能の高度化、市町との役割分担による各地域の支援機能の強化、特殊詐欺被害対策など、社会環境の変化に伴い複雑・巧妙化する消費者被害への対策を強化し、若者から高齢者まで幅広い世代を対象とした消費者教育や消費者被害防止・救援の充実・強化を図ること

34　公益通報者保護法及び県の公益通報制度に基づき、公益通報者が免職等の不利益な取扱いを受けないようにするなど、適正な運用を行うこと

＜男女共同参画計画の着実な推進＞

35　「ひょうご男女いきいきプラン2030」に基づき、女性や若者に選ばれる兵庫の実現、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消、男性の家庭参画促進など、男女共同参画社会の実現に向けた取組の推進とともに、県自ら男女共

同参画のモデル職場となるよう、「第８次男女共同参画兵庫県率先行動計画」に基づく取組を推進すること

36　安心して子供を産み育てられる社会の実現に向け、性別を問わず多様な働き方を可能にし、家族が協力して家事・育児に共に取り組む機運醸成を図るとともに、地域社会や民間事業者を活用した家庭支援を充実させることで、仕事と家事・育児等を両立できる環境づくりと子育て支援を推進すること

＜青少年の健全育成の推進＞

37　地域社会を通じた家庭教育への支援、幼児教育の充実への取組を促進すること

38　青少年の多様な体験活動の機会の創出や、地域全体での青少年の見守り活動、青少年のインターネット安全利用、闇バイトの未然防止を含む非行防止対策を推進するとともに、ひきこもり等への相談支援や社会的自立支援の充実を図るなど、青少年の健全育成を総合的に推進すること

39　県民一人ひとりが家族・家庭の大切さを考え、きずなを深める機運の醸成を図るとともに、地域、学校、保護者、民間事業者等が連携して家庭や子育てを支え、家庭を応援する地域社会づくりを推進すること

＜人権啓発施策の推進＞

40　拉致をはじめ多様化する人権問題に的確に対応する人権擁護施策や県民の人権意識を高める啓発活動を積極的に展開し、人権侵害に関する速やかな相談・救済を推進すること

41　多文化共生社会の実現に向け、県民の理解と受容の精神を醸成するとともに、外国人等に対しても、日本の規範や文化、慣習について理解を深め、尊重する態度を涵養するよう努めること

（　計　４１項目　）

＜若者が安心して結婚、出産、子育てができる社会づくりの推進＞

１　地域創生を推進する礎として、人口の自然増対策を一層強化すること

２　「子ども・子育て支援新制度」を円滑に運営するとともに、育休促進や県独自の政策を実施しつつ、在宅育児世帯の経済的負担の軽減について国の制度化を強く働きかけること

３　ひょうご子ども・子育て未来プラン〔2025（令和７年）～2029（令和11）年度〕に基づく取組については、子ども会をはじめとする子育て関係団体や、子供・子育て当事者の意見を十分に踏まえながら、着実に推進すること

４　中学生や高校生に対し、ライフプラン教育や地域活動などの世代を超えた交流を通して、家庭を持つことの素晴らしさや主体的に社会形成に参画する態度等を育成すること。また、子供の貧困対策や若者の経済的基盤の安定化等、自立から結婚、出産、子育てまで切れ目のない支援を総合的に推進すること

５　教育部局等の関係部局と連携し、若いうちから男女ともに将来の妊娠・出産を含む健康づくりに関して正しい知識が身につくよう、プレコンセプションケアを推進すること

６　不妊・不育症治療の保険適用の拡大を国に強く要望するとともに、「不妊症等に関する支援推進条例」に基づき、相談体制の強化や職場での理解促進に向けた啓蒙活動など不妊・不育に悩む方への支援を充実させること

７　妊産婦の不安解消に向け、望む場所・分娩方法・産直後の育児環境の選択が可能となるよう、全ての二次周産期医療圏域における周産期母子医療センター整備や、院内助産所、助産師外来の開設支援など、安心して出産できる体制整備を推進すること

８　悩みを抱える妊産婦に対する伴走型相談支援体制の強化や産前・産後ケア事業の充実を図るとともに、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等への支援や子育てのための自立支援を推進すること。また、一人ひとりに寄り添い、妊娠期から子育てまで切れ目なく必要な支援を実施できるよう、市町に対する後方支援体制の整備及び子育て支援制度等に関する情報提供の強化を図ること

９　産後うつの防止など十分な産前･産後ケアにより妊産婦を支援するため、家族の理解・協力が得られるような啓蒙活動を実施するとともに、地域周産期医療機関と助産所・行政等が連携し継続的支援が可能な体制づくりを推進すること

10　待機児童数が多数発生している地域において、引き続き待機児童の解消を目指すとともに、家庭での育児を希望する方への在宅育児支援など、子育て支援の充実を図ること。また、県内市町の状況と出生数目標との整合や増加市町の要因分析などを進め、市町や保育関係者と連携しながら保育所等の多機能化を推進し、持続可能な保育提供体制を構築すること

11　保育士等の処遇改善や潜在保育士の就職支援、地域限定保育士制度の周知強化と受験者数の確保等に取り組み、人材確保策を強化するとともに、保育の質の向上と保育人材の専門家としての社会的評価の向上に向けた取組を推進すること

12　「こどもまんなか社会」の実現に向け、地域子育て支援拠点、一時預かり、病児･病後児保育の充実や、育児休業を取得しやすい環境づくり、子育て世帯の経済的負担の軽減等を推進し、全ての子育て家庭が安心して子育てできる環境整備に努めるとともに、「こども誰でも通園制度」の着実な定着に向け、市町間における広域的な調整や連携強化等、市町に対する後方支援を推進すること

＜虐待・ＤＶ防止対策の推進・強化＞

13　児童虐待防止 24 時間ホットラインの設置･運営をはじめ、こども家庭センターと市町・児童家庭支援センターの連携強化、児童福祉司等の人材確保・育成・定着に向けた取組の推進並びに司法審査対応等に係る支援体制の強化を図ること。また、児童家庭支援センターの適正配置に向け、明石市にある中央こども家庭センターについては、今後のあり方検討委員会の報告を踏まえ、施設機能の充実・強化に向けた環境整備を進めること

14　児童相談支援システムの再構築など児童相談業務のＤＸ化を推進し、地域の関係機関との連携強化等により、児童虐待の未然防止対策を強力に推進すること

15　親子関係の構築や子供との関わり方を学ぶペアレント・トレーニングを推進するとともに、一時保護所の体制強化及び生活環境の改善を進めること

16　高齢者・障害者虐待の防止を図るため、養護者支援に関する広報・啓発活動の充実、市町や民間団体等の関係機関との連携強化、専門人材の確保及び資質向上に向けた研修の開催等の取組を推進すること

17　ＤＶの相談対応から一時保護、自立支援まで切れ目のない支援を実施し、市町や民間団体等の関係機関と連携した総合的な取組を実施すること

＜社会的養護の充実＞

18　社会全体で子供を育む環境を整備するため、里親等委託率の向上を図るとともに、里親の開拓や特別養子縁組制度の普及、委託後の支援の充実等について、公民連携による取組を推進すること

19　児童養護施設における入所者の体験機会の充実をはじめ、学習支援や習い事への支援のあり方について検討を進めること。また、退所者（ケアリーバー）の実態を的確に把握するとともに、応援企業拡大プロジェクトの推進など、自立に向けた支援策の充実及び支援体制の強化を図ること

＜社会福祉基盤の充実と地域福祉力の向上＞

20　医療・介護・予防・住まい・生活支援等が地域で包括的に提供される地域包括ケアシステム構築に向けた取組を支援すること。特に、訪問介護事業所の経営が厳しい中山間・人口減少地域においては、国に対し制度改善を求めるとともに、持続可能な訪問介護サービス提供体制の維持・確保に努めること。また、市町及び社会福祉協議会等と連携し、身寄りのない高齢者が安心して地域で暮らせる支援体制の整備を推進すること

21　高齢者の社会参加や生きがいづくり、健康づくりによる介護予防や生活支援のサービスの基盤整備を促進するため、老人クラブをはじめとした地域の身近な施設やコミュニティにおける支え合い活動、居場所づくり、世代間交流等の取組を推進すること。特に、老人クラブの活動促進を図ること

22　介護保険財政の健全化や高齢者の生活の質の向上を目指し、事業者向けの表彰制度やインセンティブ制度など、介護度改善に資する施策を立案・展開すること

23　高齢者等全ての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、高齢者にも配慮した社会づくりや生活環境の整備を目指し、県を挙げて必要な施策を検討・推進するための協議会を設置し、兵庫モデルの構築に取り組むこと

24　高齢者、障害者、子育て家庭、生活困窮等複雑化する地域住民の課題解決に向け、重層的支援体制整備事業が円滑に実施されるよう県として十分な後方支援に努めること

25　本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供（ヤングケアラー）に対し、早期発見、悩み相談支援、福祉サービスへの円滑なつなぎ等を推進するとともに、市町や福祉・教育・介護・医療等の関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ること

26　生活困窮者の自立支援や生活困窮世帯等の子供が健やかに育つ環境を整備するため、教育費負担の軽減やこども食堂等による生活安定支援、保護者の就労支援等の総合的な対策を講じること

27　防災及び福祉関係者等が連携し、市町における避難行動要支援者の個別避難計画の作成促進や障害者相談員の充実強化を図ること

28　認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人々の権利擁護を推進するため、市民後見人などの支援人材の育成と活動支援を推進し、成年後見人となる人材の裾野を広げるなど、成年後見制度の普及促進に努めること

29　介護従事者の更なる処遇改善や離職者の復職支援、外国人を含む多様な人材の参入促進、ノーリフティングケアの推進や介護ロボットの導入・ＩＣＴ化の促進等による介護負担の軽減など、介護人材の確保に向けた環境整備を強化するとともに、キャリアアップ支援や介護業務のイメージアップを進め、深刻な人手不足の解消と優秀な人材の確保・定着を図ること

30　高齢者や子育て世帯等への訪問や見守り、住民からの相談対応、関係機関との連携など、地域福祉の向上に不可欠な役割を担う民生委員・児童委員について、担い手不足等の課題への対応を進めるとともに、担い手の確保や業務負担の軽減、活動の充実等に向けた支援を行い、持続可能な活動環境の整備を図ること

＜医療確保と健康づくりの推進＞

31　県がファシリテーターとして地域医療構想調整会議等における協議を促進し、病床機能の分化・連携や医療機関の機能再編・集約化に向けた取組を支援すること。また、人口減少や医療需要の変化を踏まえ、必要に応じて構想区域の見直しを含めた検討を行い、持続可能な地域完結型医療提供体制の構築に取り組むこと

32　持続的な地域医療提供体制の確保に向けて、公立病院の再編・統合や新病院の整備・運営に対する財政支援を国に求めるとともに、市町と連携した支援の充実を図ること。特に、医療機関等における賃上げ・物価上昇支援の拡充について、引き続き国に要望すること

33　人生会議：ＡＣＰの普及啓発、医療的ケア児等の地域支援体制強化を各市町や医療関係者との連携のもと取り組むこと

34　大学医学部など関係機関と連携し、「兵庫県地域医療支援センター」の機能強化を図るとともに、へき地等勤務医師の重点的な養成・派遣、産科医等の専門医への研修資金の貸与、県内の医療機関を循環できる医師のキャリア形成支援など、医師確保対策を総合的に推進すること。また、新専門医制度の運用に係る諸課題の解決を図るとともに、医師の地域偏在・診療科偏在の解消に向けた実効性ある対策を講じるよう国に強く求めること

35　病院勤務医、看護師等の業務負担を軽減するため、看護補助者・医療クラークやＩＣＴの更なる活用による医療ＤＸの推進等、勤務環境の改善も含め、働き方改革を推進すること

36　看護師・助産師等の医療関係職種の適正配置を推進するとともに、院内保育所やナースセンター事業の機能強化など復職支援や離職者向け研修などを充実させ、地域全体で質の高い医療従事者の安定的な養成･確保を図ること

37　夜間休日診療、小児救急・災害救急医療システムの充実を図るとともに、国に対し、ドクターヘリの安定運用に向けた支援の充実と広域連携体制の構築を求め、ドクターカーや緊急医の確保等による救命救急体制の強化と、#7119 の普及による適正利用を促進すること

38　神戸大学と連携した「兵庫県感染症対策センター」の運営を通じ、感染対策に関する教育等、新興感染症への対応体制の強化を図るとともに、感染症の予防・まん延防止に向け、迅速かつ的確に対応すること

39　関係機関が連携した健康づくりを推進し、地域の特性を活かした食育及び食環境づくりに取り組むとともに、地域包括ケアシステムや在宅医療・介護連携の中に栄養・食生活支援を組み込み、多職種が連携した切れ目のない栄養支援体制の整備を促進すること

40　地域連携における口腔健康管理体制を推進するとともに、歯科衛生士、歯科技工士等の人材育成・確保・質の担保、離職防止に向けた対策の強化、兵庫県口腔保健支援センターにおける保健活動の充実、常勤専門職種の配置の促進を図ること

41　市町と連携し、地域包括支援センターへのリハビリテーション専門職等の配置を促進するとともに、ヒューマンケアに係る人材の安定的な養成・確保を推進すること

42　災害時応援協定に基づく臨床検査技師等の派遣体制の強化及び災害時における福祉専門職・リハビリテーション専門職等の積極的活用など、災害時における医療支援体制の充実を図ること

43　難病団体の活動や患者の救済に関する支援など、難病特定疾患等に対する施策を推進すること

44　医薬品の安全確保を推進するとともに、かかりつけ薬剤師・薬局の普及啓発や地域包括ケアシステムにおける薬局・薬剤師の参画及び機能強化を図るほか、災害時における医薬品等の供給調整体制の整備を推進すること

45　警察・教育機関等と連携し、一般用医薬品の乱用（オーバードーズ）及び麻薬・覚せい剤等の薬物乱用に関する普及啓発・予防教育を推進するとともに、受動喫煙防止対策を推進すること

46　「共生」と「予防」を両輪として、認知症予防や若年性認知症に関する普及啓発を推進するとともに、「ひょうご若年性認知症生活支援相談センター」を中心に、認知症の人とその家族への支援や医療・介護・福祉の連携強化を図り、安心して地域で暮らせる共生社会の実現を推進すること

47　こころの健康に関する普及啓発や相談支援体制の充実を図るとともに、孤独・孤立対策や各年齢階層に応じた自殺予防対策を推進し、悩みを抱える人への包括的な心のケアの充実を図ること

48　ひきこもり総合支援センターを核として、相談支援、居場所づくり、関係機関との連携強化、市町への後方支援及び支援者養成・研修等を総合的に推進すること

49　市町をはじめ関係団体と連携し、予防・健康づくりの取組を推進するとともに、医療費適正化に向け、保険者努力支援制度の評価指標を踏まえた取組を推進すること

50　「医療情報化推進方針」を踏まえ、医療・介護情報の利活用や情報連携基盤の整備等を推進し、医療・介護ＤＸに向けた支援の充実を図ること

＜がん対策の推進＞

51　「がん対策推進条例」に基づき、受診率向上や働きながら治療することへの理解促進を図るため、企業・職域との連携を推進するとともに、アピアランスケア等、がん患者の多様なニーズに対応した効果的な支援施策の充実を図ること

52　県立粒子線医療センターのあり方検討会の提言に基づき、粒子線治療分野で県が長年蓄積してきた知見・技術・人材の活用と情報の適正管理を図るとともに、重粒子線治療をはじめとする高度先進医療の継続的な提供体制の確保・発展に向け、国への働きかけを強化し、がん治療の選択肢と受療機会の確保を図ること

53　県立がんセンターについては、先進的ながん医療の提供及び地域医療機関との連携強化を推進し、本県のがん医療の中核拠点として更なる機能充実を図ること

＜障害者等の自立を支援するユニバーサル社会づくりの推進＞

54　「ひょうご障害者福祉計画」に基づき、農福連携の推進による就労の場の確保など、障害者福祉施策を総合的かつ着実に推進すること。特に、関係部局との連携を強化し、障害者の能力や特性に応じた職務の創出・再構成や業務との適切なマッチングの促進など、障害者雇用の質の向上に向けた取組を推進すること

55　誰もが安心して暮らし、活動できるユニバーサル社会の実現に向け、ユニバーサルツーリズムの更なる推進やハード・ソフト両面での環境整備を推進するとともに、合理的配慮の提供を促進すること

56　当事者の意見を十分に反映し、障害者や高齢者への介助･支援、子育て支援等にも配慮が行き届く社会づくりを推進すること

57　市町の視覚障害者に対する「代読、代筆による支援事業」の取組の拡充を働きかけるなど、障害者による情報取得・意思疎通に係る施策を推進すること

58　発達障害等を抱え、社会適応が困難な成人を含むあらゆる年代に応じた支援の充実を図るため、専門人材の養成及び専門相談窓口の充実を進めるとともに、早期発見・早期療育から進学、就労及び地域生活まで切れ目のない支援体制を構築し、きめ細かな支援施策を推進すること

59　新たなパラスポーツ拠点の円滑な整備と持続可能な運営に向けた取組を推進すること

60　地域偏在がある医療型障害児入所施設について、未設置地域への迅速な整備を促進すること

61　障害児の将来の可能性を広げるため検査体制の充実などによる早期発見・早期療育を推進するとともに、保健･医療･福祉･教育等関係機関の連携強化を図り、切れ目ない支援の充実に取り組むこと。また、障害者の地域生活支援及び医療的ケアを要する障害児者とその家族への支援の充実を図ること

＜県立病院の構造改革＞

62　第５次病院構造改革推進方策に基づき、抜本的な経営改善を着実に実施し、経営基盤の強化を図ること。また、県立病院における高度専門･特殊医療の充実、医療安全対策の推進、「県立病院ＤＸ推進プラン」の推進による患者サービスの向上及び業務の効率化を図るとともに、チーム医療やタスクシフト（業務移管）・タスクシェア（業務共同化）の推進により、良質で安全な医療提供体制の充実及び医療従事者の働き方改革を推進すること

63　がんセンターの建替整備については、令和９年度の開業に向け、健全経営の確保を前提として着実に推進すること

64　安定的な地域医療体制の確保に向け、国へ診療報酬の改定など支援の充実を一層働きかけること

＜生活衛生の推進＞

65　HACCP に沿った衛生管理の推進、食品企業安全・安心相談室の継続設置、リスクコミュニケーションの促進など、食の安全・安心に関する対策を総合的に推進すること

66　猫等の繁殖制限対策やペットの災害対策を推進するとともに、市町や教育機関等の関係機関と連携し、動物愛護と適正飼養に関する普及啓発を推進すること

（　計６６項目　）

産 業 労 働 部 会

＜新しい社会を見据えた、成長と分配の好循環の推進＞

１　財政基盤や地域経済と雇用を支える中小・小規模企業に対して適宜・的確な総合的支援により地域産業の振興を推進し、地域経済全体の活性化、多様で安定した雇用就業の実現に取り組むとともに、中小企業のノウハウや技術を次世代へと受け継ぐための円滑な事業継承に向けた支援など、状況に応じ迅速に取り組むこと

２　長引く物価高騰や円安、人手不足に加え、頻発する自然災害や国際情勢の悪化等、様々な経済状況悪化のリスクに備え、これまでの融資枠を確保するとともに、引き続き、コロナ禍で借りた無利子無担保等の融資の返済やポストコロナの事業展開による新たな資金繰りに窮する企業への支援策を講じること

３　経済危機や自然災害が発生した際のセーフティネットや、設備投資・開業などの新事業の展開など、多様なニーズに応じた融資制度の充実、利息や保証料等の事業者負担の軽減に取り組むとともに、信用保証の対象拡大について国へ要望すること

＜地域を支える産業・地場産業等の振興＞

４　特色ある技術やアイデアを持つ「オンリーワン企業」の育成、高い技術力や伝統技術を持つ「地場産業」の振興、清酒、播州織、皮革製品、淡路瓦、線香、豊岡鞄等、五国の「地場産品」のブランド力強化に向けた関係機関が連携した一体的な支援に取り組むこと

５　専門家による伴走支援やＡＩやＡＧＩを含むＩＣＴを実装した働き方改革の推進等に取り組むほか、ＳＤＧｓの取り組みの深化を促すために宣言企業を県が評価・認証・支援するなど、地場産業から地域産業、県内産業へと持続可能な競争力向上を図ること

６　中小企業・小規模事業者の経営力強化、販路開拓、事業転換、新分野進出、事業承継等を促進するとともに、効果の高いイベント等による集客や施設・環境整備による商店街魅力づくりの検証をおこない支援を充実・強化する等、地域産業の活性化を図ること

７　地域経済の活性化の促進に大きな役割を担っている商工会議所、商工会等について、経営指導員並びに経営支援員の設置定数の堅持など、経済団体の維持・発展に向けた施策及び支援の更なる充実に加え、企業のデジタル化やＡＩ活用による業務効率化への対応などの施策の充実を図ること

８　「地域創生」の実現に向けた地域の元気づくりのため、「ひょうご経済・雇用戦略」に基づいた、本県のより一層の経済成長と雇用情勢の確実な推進を実現する経済・雇用対策を適時・的確に実行すること

９　中小企業が地域において持てる力を十分発揮できるよう、「中小企業の振興に関する条例」に基づいた施策を確実に推進すること

10　官公需に対する県内中小企業者の受注機会確保の更なる推進を図るため、県内調達率の現状を把握するとともに、適正な達成目標を設定し、目標達成に向けて取り組むこと

11　地域の「食」や農林水産品のブランド化の取組等と結びついた農商工連携による商品開発及び販路開拓等、県下の地域資源を活用した取組を推進すること

12　県産品の販路拡大に向けた、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した一元的なネット販売戦略を構築すること

＜成長産業の創出・育成＞

13　兵庫を牽引する新たな産業の創出のため、大型放射光施設ＳＰｒｉｎｇ－８やＸ線自由電子レーザー施設ＳＡＣＬＡ、スーパーコンピュータ富岳等の先端科学技術基盤の充実に加え、優れた交通・物流インフラを有する本県の特性を生かし、ロボット・ＡＩ・ＩｏＴ、航空・宇宙、環境・水素等新エネルギー、健康・医療等の次世代産業の育成に取り組むこと

14　地元市町や産業界とも連携を図りながら、優れた国内外企業を戦略的に誘致し、財政基盤の強化にもつながる拠点地区等への産業集積を推進すること

15　新商品の開発や生産性を高める技術の導入等の経営革新、ＡＩ・ＡＧＩ・ＩｏＴ等の技術導入、生産拠点整備等サプライチェーン対策の取り組みや、ＳＰｒｉｎｇ－８などの放射光利用やＦＯＣＵＳスパコン等の利用提供を通じて企業の技術高度化等の支援を図ること

16　若者起業人材の育成や、起業プラザひょうごを核とした新たなビジネスの創出に取り組む起業家への支援を行うとともに、起業家・事業者等が有する技術を活用し、県内の社会課題・地域課題の解決を図る協働実証を支援するなど、多様なスタートアップ支援を推進すること

17　「都市再生高度業務地区」に指定したＪＲ三ノ宮駅周辺地域における東京・大阪方面等への企業流出防止対策、及び駅ビル・周辺再開発に合わせて企業誘致施策の強化を図ること

＜産業人材の確保・育成＞

18　県外からの就職・転職希望者等に対して、ＵＪＩターン就職を促進するとともに、兵庫型奨学金返済支援制度の成果を部局横断的な検証と成果に応じた更なる拡充、県内企業とのマッチング支援等による理工系人材の獲得、高校生の県内就職促進、資格取得支援や職業体験の充実など、若者の県内就職・定着に向けた支援やシニア人材の活用を推進すること

19　高度な知識や技術を有する優秀な外国人人材の獲得を支援するとともに、県内企業とのマッチング支援を図ること

20　人手不足の解消や競争力強化に向け、ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定制度の普及啓発に取り組むほか、女性活躍の場が広がるよう、誰もが働きやすい職場環境の充実、就労支援を促進すること

21　産業構造が変わり産業モデルが刷新される中で、ＡＩ・ＡＧＩ・ＩｏＴなどの新たな産業に対応したＤＸ人材の育成支援に取り組むこと

22　中小企業の人材確保を支援すること

23　労働局等関係機関と連携のもと、フリーター、ニート等の就職未決定者等への実効ある就職支援対策を推進すること

24　ニーズに対応した多様な就業機会の提供など、高齢者の雇用・就業促進対策を推進すること

25　障害者の雇用・就業促進のため、特別支援学校での職業訓練に対する企業・団体の支援システムの構築や資格取得支援、ハローワーク・障害福祉サービス事業所・農業者等と連携した雇用の拡大を図り、「工賃向上計画」の取組実績を踏まえた能力向上や就業意欲の醸成をおこない、就業への移行や企業雇用の拡大につなげるモデルを研究するなど、就業支援と企業への雇用促進支援を工賃向上により一体的に進めること

26　ものづくり大学校における青少年の体験を通したものづくりへの理解など総合的・体系的な産業人材の育成と、公共職業能力開発施設における離転職者への能力開発の総合的な推進を図ること

27　学校、専修学校、民間教育訓練機関等と連携し、企業が求める能力開発等の個別支援及び「ひょうご・しごと情報広場」における総合的な雇用情報提供の充実を図ること

＜兵庫の多彩な資源を生かした観光による交流人口の拡大＞

28　他府県との連携による広域プロモーションやＯＴＡなどのデジタルマーケティング等を活用したインバウンドプロモーションを推進するとともに、ひょうごフィールドパビリオンとして県内各地で磨き上げを行ってきた体験型コンテンツを一層活用し、国内外に通用するコンテンツ化を支援するとともに、各地域での点と点の活動を一つの線につなぐ横展開の取り組みにより、環境・経済・文化を守り育む観光客・事業者・行政・地域住民が協働したサスティナブルツーリズムを推進すること

29　県が観光振興施策を行う根本的な目的は「交流人口の拡大による地域の活性化」にあることを踏まえ、地域振興という観点からも部局間で連携するとともに、神戸空港国際化を踏まえた可能な限り広く各地域の県民に利益が還元される取組を推進すること

30　都市部への雪山体験のアプローチ等、県内の各自治体や観光協会のマッチングなどの具体的な仕掛けにより、都市部と多自然地域、或いは五国それぞれの魅力や面白さの発見を促す取組を進め、県内地域間の交流人口拡大を図ること

31　フィールドパビリオンの観光における成果を適正に検証し、各地域の取組を後押しするため、評価のための経済指標及びエリアごとの目標設定等について研究すること

32　高齢者・障害者等が円滑に旅行できる環境整備のため、ソフト・ハード両面からの支援により宿泊施設の取組を促進するとともに、旅行者が容易に情報収集できるよう取り組みの「見える化」等、ユニバーサルツーリズムを推進すること

＜国際経済活動の展開＞

33　米国の関税政策、国際情勢の緊迫化による原油・原材料価格の高騰等、国際情勢が県内企業に与える影響に対応し、資金援助や融資制度、サプライチェーンの強化等、県内企業を支援するための方策を進めること

34　経済、観光、教育など各分野における国際交流の重要性を踏まえつつ、本県の国際交流のあり方を検討するとともに、高校生の留学支援事業については多くの寄附に表れた企業・県民の期待に応えるべく、対象者の拡充を検討すること

35　県内や関西圏内に点在する資源や原材料を活用した、外的要因による影響が少ない兵庫を牽引する輸入代替産業の創出について研究し、豊富な県産木材を活用した次世代バイオマス素材の開発を例とする、特に高付加価値製品の開発を通じた産業の育成と地域経済の活性化について研究すること

（　計　３５　項目　）

農 政 環 境 部 会

＜環境と調和した持続可能な農林水産業の推進＞

１　持続可能な食料生産のため、本県の都市近郊の立地等の強みを生かしつつ、県産農林水産物等の安定供給や地産地消及び農村振興を推進するとともに、食料安全保障や地域活性化を担う農林水産業の基幹産業としての機能強化を図ること。特に、国の農業構造転換集中対策（コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化や共同利用施設の再編・集約化、スマート技術の開発と生産方式の転換・実装、輸出産地の育成）の着実な実施に向け、ひょうご農林水産ビジョンを推進するとともに、必要な予算、体制の確保を行い、施策の充実強化・見直し等、実効性ある措置を講じ、本県の地域特性と調和した農業構造転換を着実に推進すること

２　国の新たな水田政策や米の需給見通し、地域の実情を踏まえ、担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、単収向上や品質安定等による生産性向上、県オリジナル品種の普及拡大や酒米・加工米・飼料用米を含む米の安定生産・収益力強化に努めること。また、集荷団体や流通事業者等と連携し、県産米のブランド力向上と消費拡大を推進すること

３　気候変動に対応した生産体制を強化し、持続的な食料供給を実現していくため、節水型乾田直播などの低コスト生産技術の導入・指導、化学肥料低減技術の導入促進、耕畜連携の推進等、国内資源の有効活用と資源循環型農業への転換を推進し、農業生産資材等の輸入依存の低減を図ること

４　経営感覚に富んだ生産者を育成するため、国予算等も活用し、スマート技術研修や導入支援を充実させること。併せて、データ駆動型の生産・流通・販売体系への転換を推進するとともに、建設業者等の異業種を含む農業支援サービス事業体の育成、経営規模に応じたスマート技術の実装を推進し、労働生産性の向上と所得の安定化を実現する持続可能な経営モデルの確立を図ること

＜需要に応える農業の競争力強化と持続的発展＞

５　都市農業も含め、本県農業の魅力発信や就農相談会、ツアー型就農体験機会の実施など就農前支援の充実を図るとともに、農業大学校（有機農業アカデミーを含む）の教育環境整備や大規模農業法人等と連携した受入体制の構築により、人材確保を推進すること。

特に、就農サポート体制を強化させ専業農家だけでなく、兼業農家、定年帰農者、女性農業者、雇用就農者等を含む多様な担い手の確保・育成・定着に向け、経営形態や就農形態に応じた支援の充実を図るとともに、中山間地域から都市近郊地域まで多様な農業形態を有する本県の特性を踏まえ、小規模・兼業農家も含めた持続可能な地域農業の維持・発展に資する営農モデルの構築を推進すること

６　市町・農協・農林機構等の関係機関と連携し、経営承継も含め、就農希望者に対する農地確保、資金調達、技術習得、販路開拓等の伴走支援を強化するとともに、就農から定着、経営発展まで切れ目のない支援を行うこと。特に、普及指導員、営農指導員、農業士等の支援人材を育成し、市町・農協・農林機構を含む関係機関等が一体となった認定新規就農者等へのきめ細かなフォローアップを行うこと

７　発展段階に応じた支援による法人経営基盤の強化など、経営力強化に向けた支援の充実をはじめ、農地中間管理機構（農地バンク）による担い手への農地集積・集約の促進など、効率的かつ安定的な農業経営の実現に向けた取組を一層推進すること

８　農業の持続的経営と活動組織の広域化や多様な人材の参画等による農村の振興を図るため、関係機関が連携し、地域計画のブラッシュアップや地域計画・組織活動の広域化・事務の共同化を促進するため、県・市町・関係団体・農林機構・農業委員会・土地改良区等の組織体制・活動の充実化を図り、地域農業サポートセンターを通じたプッシュ型の伴走支援体制を一層強化し、地域計画の実行にむけた不断の検証を支援すること

９　地域事情に応じた農地の利活用を通じて、持続可能な生産振興と農村地域づくりを一体的に推進するため、生産力向上を伴った農地のスクラップ・アンド・ビルドにより農振地域の見直しを検討すること

10　有機農業を含めた環境創造型農業の農産物の生産・消費拡大に向け、オーガニックビレッジの横展開を一層推進するとともに、量販店・実需者からの需要に対応できる経営体・グループ生産体制の育成や産地形成、集荷・包装を含む広域流通体制の構築等を進めるなど、流通の合理化を図り、生産から消費までの一体的な支援を戦略的に行うこと

11　「人と環境にやさしい農業・農村振興条例」に基づき、有機農業を含む環境創造型農業等の発展を通じて環境負荷低減や持続可能な農業・農村への理解醸成を図るとともに、県、市町、県民、事業者等の参画のもと、施策間の連携を図りながら条例の具現化を推進すること

12　有機農業アカデミー卒業後の円滑な就農や経営開始時の早期の経営確立を支援するため、普及指導員・営農指導員・親方農家等の指導者を含む多様な有機農業人材を育成すること

13　食農教育としての食育活動や学校給食・ＣＳＲ（企業の社会的責任）活動等における地場産物の活用を促進するため、教育部局とも連携し、有機農産物等を含む地場産物の安定供給と活用拡大に向け、生産調整や調達契約の在り方の検討など必要な環境整備を推進すること。

さらに、生産量の確保には農業高校や農業参入企業を、消費拡大には学校給食や企業等での利用拡大を推進し、冷凍・カット加工等の活用により、安定供給及び調理負担の軽減を図ること

14　「コ・ノ・ホ・シ」等、高温等の気候変動に適応するための新品種への切替や技術導入・確立を後押しするとともに県民に親しまれるよう新品種の認知度向上・消費拡大を図ること

15　主食用米や酒米、野菜、果樹等において、高温耐性や食味に優れた品種の効率的な開発・改良や新たな栽培管理技術等の開発・導入・普及を促進するとともに、施設園芸における低コストで最適な環境制御技術の確立、消費者ニーズを捉えた収益性の高い生産・流通体系への転換、青果物・花きの品質向上や高付加価値化、新たな需要創出に向けた取組等を推進すること。特に、気候変動の影響に関する情報発信の充実及び適応策の開発・普及の強化を図ること

16　県立農林水産技術総合センターの技術開発や新品種育成・ブランド管理等に係る環境整備や施設維持等、試験研究費や人員体制の充実・確保を図ること。また、農業経営及び農村生活の改善に関する先進的かつ科学的な技術・知識の地域実装を担う農業改良普及センターの体制充実、及び農業生産基盤の整備と保全管理に関する課題への対応及び技術支援を担う土地改良事務所（センター）の人員体制の充実を図ること

17　兵庫県農業共済組合に対する適切な助言・指導を行い、農業保険制度（農業共済事業、農業経営収入保険事業）の円滑な運営を支援すること

18　ＧＡＰ（農業生産工程管理）や有機ＪＡＳ認証の取組を推進するため、指導員の育成や生産者への啓発等のレベルアップ、地域のモデルとなる農業者を対象とした認証取得を支援すること

19　農地等の基盤整備費は、農業用水の安定供給や作業効率の向上、農地集積・集約の加速化など、農地の有効利用に必要な財源であることから、大区画化等加速化支援事業の拡充も含め、引き続き国へ強く要望するとともに、スマート農業や地域計画の実現に資する農業生産基盤の整備・更新、土地改良区の運営基盤強化、多面的機能支払制度の活用・拡充により、農用地の保全や集落機能の維持を図ること。特に、農業水利施設の長寿命化・老朽化対策、防災重点農業用ため池の防災・減災対策の加速化、渇水対策及びBCP策定の推進を図ること

20　農業の有する多面的機能が適切に維持・発揮されるよう、活動組織の広域化や事務の共同化、機械導入等による軽労化・省力化を推進すること

21　コウノトリ育むお米などのブランド米を高収益作物に位置付け、土地改良事業の促進を図ること

22　ため池をはじめとした農業水利施設の適正管理を促進するとともに、ため池防災工事特措法の趣旨を踏まえた防災重点農業用ため池の早期改修や管理のＩＣＴ化、老朽化した農業水利施設の計画的な保全・整備を推進すること

23　農地､山林部等で市町等が実施する地籍調査事業に対し、リモートセンシング技術の活用も含め、指導と国への予算要望を積極的に行い、推進を図ること

24　老朽化が進むライスセンターやカントリーエレベーターなどの共同利用施設は地域を支える農業生産基盤であることから、複数農協の連携や生産方式の見直し等の検討とともに、再編・集約・合理化への支援を図ること

25　市民農園やオープンファームなどを通じた農林漁業への理解促進や体験機会の充実を図るとともに、兵庫テロワール旅やひょうごフィールドパビリオンの取組を踏まえ、観光分野と連携した交流・関係人口の拡大を通じて、人材の確保及びシビックプライドの醸成を図り、農業・農村の持続的な発展を推進すること。また、各地域の実情に応じた半農半Ｘ等の多様な人材確保モデルの優良事例の横展開を図ること

26　「兵庫県棚田地域振興計画」等に基づき、多面的な機能を有する棚田等の維持・保全を図るとともに、移住・定住及び二地域居住・関係人口の創出・拡大施策との連携、地域資源を活用した地域の活性化、高付加価値化による雇用・所得の拡大、きめ細かな基盤整備を推進し、中山間地域の振興に取り組むこと

27　農業生産を支える基盤整備等を進めるため、作業効率の向上や担い手への農地集積の加速化、田畑輪換など、農地の有効利用の促進等を進めること。また、農村振興について、平場地域も含めた農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ）の形成や市町の支援体制強化に向け、地域農業サポートセンターや人材バンク機能の充実、郵便局等との連携促進など、活力ある農山漁村（むら）づくりを推進すること。特に、非農家を含む地域住民の主体的な参画のもと、持続可能な農業と地域づくりの両立を図ること

28「兵庫県都市農業振興基本計画」の改定を踏まえ、生産振興や担い手の育成、都市農業者と住民との連携等を推進し、国制度（税制）の見直しに向けた議論を促進するとともに、都市住民の農業に対する理解醸成を図り、都市農業が有する多様な機能の発揮を促進すること

29　障害者の自立支援や高齢者の生きがいの創出など、農・林・水福連携の取組拡大を目指し、障害者等が働きやすいソフト・ハードの環境整備を拡充し、関係部局との連携を一層強化すること

＜持続可能な畜産・酪農の実現と経営基盤の強化＞

30　農地取得や施設整備・家畜導入等といった多額の初期投資が必要となる畜産経営の担い手の確保・育成のため、既存施設の増築・改修による有効利用や貸付による費用負担軽減等を図り、持続的な経営に向け資源循環型畜産の推進や暑熱対策等の生産性向上支援、外部支援組織・スマート農業技術を活用した労働負担の軽減、低コスト化等の推進を図り、畜産物の安定生産・供給体制の強化を図ること

31　神戸ビーフの厳格なブランド管理を維持し、畜産・北部農業技術センターにおける種雄牛管理等但馬牛遺伝資源の保護・流通管理の徹底、知的財産的価値の保護強化に取り組み、おいしさの特徴や世界農業遺産に認定された但馬牛の歴史等を国内外の消費者や実需者へ積極的にＰＲすることなどにより、市場拡大及び輸出促進を図ること

32　但馬牛の遺伝的多様性の確保や但馬牛繁殖雌牛の増頭等を図り、輸出先国の求めに見合った出荷・と畜体制の整備等、国内外の旺盛な需要に応えられる供給体制を推進すること

33　県産牛乳乳製品の販売力強化・需要拡大に取り組むとともに、長命連産性や暑熱対策及び暑熱耐性に優れた乳用牛群への転換や国産飼料の生産・利用拡大等による飼料高騰対策を講じ、酪農経営の安定・改善を図ること。また、鶏卵・鶏肉・豚肉の生産力強化・ブランド化及び需要拡大に向けた取組を積極的に推進すること

34　臭気対策・排水対策を含め耕種農家のニーズを踏まえた高品質堆肥の生産や、ペレット化等による堆肥の広域流通・資源循環の拡大などにより、耕畜連携を一層推進し、国産飼料を基盤とした畜産・酪農経営への転換を促進すること

＜木材の有効利用と森林の保全・再生＞

35　「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例」に基づき、県庁舎をはじめとする公共施設での木造・木質化の推進や木材の最先端加工や素材開発（化学変換・ナノ技術等）支援、県産木材のブランディング化、暮らしの中に木材を取り入れることや木材利用による温室効果ガス排出削減効果の見える化等を推進し、県産木材の需要拡大を図ること。また、木質バイオマスの利用推進等、森林資源の有効活用を図ること

36　持続的かつ安定的な木材生産に向けて、自伐型林業の推進、ＩＣＴを活用した路網の設計・施工等のスマート林業技術の導入による生産基盤の強化や、作業性に優れた高性能林業機械の導入、経営力に富み生産能力の高い林業事業体の育成、森林経営の集積・集約化など、川上から川下までの事業者等の連携による県産木材の流通・安定供給体制の確立を推進すること。また、再造林の推進とともに、早生樹について十分な調査・検証を行い、その活用を進め、低コストで効率的な資源循環型林業を推進すること

37　県産木材の安定的な需要創出と森林資源の循環利用を図るため、県産木材利用木造住宅特別融資制度の再創設を検討するとともに、公共調達や入札制度における県産木材の活用促進を図ること

38　分収林改革・林政改革の早期実現を目指し、兵庫県森づくり支援センターの運営を安定化させつつ、新しい森林管理スキームへの移行とひょうご農林機構の経営力強化及び技術力の維持を着実かつ計画的に進めること。また、解約については森林所有者や市町、県民の負担や不安の軽減を図り、理解が得られる形で進めること。併せて、県民共通の財産である森林をオール兵庫で守るため、森林がもたらす恩恵や公益的機能について、都市部をはじめとする県民の理解醸成を図ること

39　企業や森林との関わりが少ない都市住民・若年層に対する森林の公益的機能の理解促進を図るとともに、県民緑税の継続による「災害に強い森づくり」や「新ひょうごの森づくり」を着実に推進すること。また、森林環境譲与税を十分活用し、市町が実施する森林の整備・管理や木材利用の促進等を総合的に支援するとともに、県の広域的かつ先導的事業を実施すること。併せて、Ｊクレジット制度（森林由来クレジット）の普及拡大、環境保全や癒しなどの森林の価値を活かした「森業」の推進、里山林の維持・活性化を図ること

＜豊かな海の再生と海洋環境の激変に対応した水産業の推進＞

40　海底耕運やため池のかいぼり、有機施肥や漁業者の森づくりのほか、漁場への効率的な栄養添加試験などを実施するとともに、流域別下水道整備総合計画における窒素排出量の見直しを行い、栄養塩濃度の早期回復等に強力に取り組むこと。特に、大阪湾も含めた栄養塩類の偏在の解消に向け、調査研究や対策を推進すること。併せて、県民の理解醸成を図りながら、環境と調和した漁業生産性の高い豊かで美しい海の再生に向け、森・川・海のつながりを重視した総合的な取組を推進すること

41　水産技術センターにおける機材整備や研究人材の育成・強化を図り、漁獲情報をデジタル化することで、的確な把握による資源管理や漁場の整備・環境保全を行うとともに、重要魚種の種苗生産など栽培漁業の一層の推進を図ること。併せて、中間育成等の効果的な種苗放流手法について検討し、海洋資源調査や海水温上昇等の環境変化に対応した新たな技術開発に係る試験研究費を確保すること

42　資源管理協定の着実な実施や、日本海の水産資源の持続的な利用確保に向け国へ外国漁船等対策を引き続き求めること

43　沖合底びき網漁船の建造を一層促進するとともに、新規就業者の負担軽減や漁法・漁獲対象魚種の複合化・転換等を推進する漁協の支援体制を強化し、生産現場のスマート化、漁業者の経営・技術力向上、労働環境改善等を図り、次代を担う漁業者の確保・育成を推進すること

44　漁業所得の向上を図るため、共同利用施設や種苗生産施設・養殖関連施設の整備を推進するとともに、漁業活動の環境改善に資する施設整備を進めるほか、漁港の機能強化・長寿命化や、防災・減災及び気候変動に対応した整備・保全を計画的に推進すること。併せて、漁業生産力向上のための漁場整備や海業の推進等による漁村の活性化に必要な整備について、国の事業を活用して支援すること

45　ノリをはじめ、カキやアサリ、トラフグ、サーモン等の新たな養殖技術の開発と普及、生産コストの低減を図り、収益性を高めるとともに、消費者のニーズに対応した水産物の供給拡大と消費拡大に資する「ぎょしょく教育」を推進すること

46　漁村地域の活性化のため、地域特性を生かし、水産物の消費増進や交流促進に資する「海業」を推進する地域づくりや取組を支援すること

47　地域活性化と一体となった内水面漁業の振興及び水産資源の維持・増殖を支援すること

＜新たな価値創出による需要の開拓＞

48　生産、加工、流通、観光事業者等が連携する推進体制のもと、県産ブランドの戦略策定・実践を支援するとともに、県産ブランドの認知度向上と需要拡大に向け、コンテストへの出展・評価やひょうご食品認証制度、地理的表示（GI）制度等の活用により、差別化・競争優位性の確保を進めること

49　県産ブランドに係る遺伝資源の適正な管理・保護の推進や輸出先のニーズ等に対応するための取組を支援し、輸出の加速化を図るほか、新たな付加価値を創出する６次産業化や異業種との連携・交流を促進し、新たなイノベーションの創出につなげること

50　大規模畜産経営における分割管理の推進等、重大家畜伝染病の発生・まん延防止に向けた家畜衛生対策の効率化・高度化を図ること

51　食品表示に係る事業者に対する指導等の強化や食品企業の安全・安心確保対策を推進するとともに、安全・安心な県産品の生産・供給に向けて、貝毒監視体制の強化や総合防除、ＧＡＰ（農業生産工程管理）等の取組を推進すること

52　卸売市場におけるコールドチェーンの確保やＨＡＣＣＰ対応等の機能強化を図るとともに、物流効率化に向けた取組や物流拠点の整備を支援すること

53　環境・経営・地域の持続と調和を念頭に、SDGs の推進と連動した企業によるＣＳＡ（地域支援型農業）・ＣＳＲの展開を促進するとともに、農林水産業・農山漁村の持続的な発展を支える消費者の理解醸成及び行動変容を図り、農林水産品の適正な価格形成を推進すること。併せて、地産地消を強力に推進すること

＜脱炭素の推進と持続可能な循環型社会の実現＞

54　脱炭素と経済の成長を両立するグリーントランスフォーメーション（ＧＸ）を推進するとともに、森林やブルーカーボン等の吸収源対策やＪクレジット制度の活用促進、再生可能エネルギーの普及拡大と地域循環共生圏の創出を推進すること

55　廃棄物の発生抑制、再使用及び資源循環を推進するとともに、汚泥再生処理センター等における汚泥やリン等の資源循環利用を促進し、国内資源の有効活用による循環経済（サーキュラーエコノミー）及び循環型社会の形成に向けた取組を一層推進すること

56　不適正ヤード対策など廃棄物の不適正処理に対する監視体制の一層の強化を図り、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」に基づいた適時適切な行政命令の執行に努めるとともに、警察とも連携し、不法投棄・排水問題・水源汚染・土砂流出等への迅速かつ的確な取締りに努めること

57　災害時に発生する膨大な災害廃棄物の迅速な処理を図るため、広域連携を含めた協力支援体制の充実・強化に努めること

58　大気・水・土壌環境の保全を図るため、国・市町・事業者等と連携し、次世代自動車の普及促進等を図るとともに、有機フッ素化合物（PFAS）の実態調査、低濃度 PCB 廃棄物の早期処理の周知・対応、アスベスト飛散防止対策等の有害化学物質対策及び騒音・振動・悪臭等による公害防止対策を確実に実施すること

59　兵庫 SDG s 債（グリーンボンド）・ひょうごグリーン県民債などの活用を通じて、県民・県内企業への SDGs 推進機運を醸成するとともに、環境汚染の防止、気候変動への対応、生物多様性保全等の取組を推進し、経済のグリーン化を図ること

60　太陽光発電事業にかかるアセス等の指導を適切に実施し、排水問題・リサイクルを含め環境への配慮を徹底すること。特に、使用済太陽光パネルの適正処理体制の構築や森林に設置された太陽光発電施設の跡地の回復を図ること

61　持続可能な社会の実現を目指す人づくりを推進するとともに、温室効果ガス排出量の可視化や脱炭素型製品・サービスに関する情報提供等を通じて、消費者の行動変容を促進すること。また、地域住民や団体、行政、企業等が連携した環境美化活動や環境学習拠点の整備等を進め、環境学習・教育の総合的な推進を図ること

＜人と動植物の共生と豊かな自然の保全＞

62　ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、「生物多様性ひょうご戦略」に基づき、自然環境の保全と生物多様性の確保による豊かな生態系の維持・再生に向けた施策の推進や、各市町・地域の生物多様性地域戦略の策定を促進し、イヌワシなどレッドデータ動植物の保護・育成に係る事業予算を拡充すること。また、企業や県民の参加による里池、里山、里海の再生活動や栄養塩類の適正管理等を促進するほか、ため池の治水活用による災害対策や都市緑化など、生態系を活かした防災・減災（Eco-DRR）に対する理解促進を図り、土木部との連携のもと、環境と両立した治水事業を推進すること

63　兵庫県特定外来生物対策本部及び地域部会を中心に、市町や民間団体等と連携・協働しながら、実効性のある対応がとれるよう体制・人員・予算を整備し、国等の知見を活用したナガエツルノゲイトウやクビアカツヤカミキリ等の特定外来生物及びアカミミガメ等の条件付特定外来生物への対策を一層強化し、具体的な行動計画に基づく対策効果の検証・改善を図ること。また、侵略的外来種の侵入・定着を防止する取組や早期対応に係る普及啓発を推進するとともに、県民の主体的な参画及び防除活動を担う人材の育成を積極的に進めること

64　シカやイノシシ、アライグマ、ヌートリア、カワウ、クマ等の有害鳥獣による農林水産業被害の防止のため、獣害防護柵の設置及び既設施設の維持・補修、ＩＣＴやＧＩＳ等の先端技術や捕獲報奨金制度等を活用した捕獲促進、集落への鳥獣対策の専門家派遣等を進めるとともに、効果的なバッファーゾーンの整備や森林動物研究センターによる技術指導、近隣市町と連携した広域的な対応を推進すること。また、地域住民や集落における鳥獣被害対策の体制整備の更なる充実・強化に向け、外部委託等も含めた検討を進めること

65　市町、警察や県猟友会との連携や、「兵庫県立総合射撃場」における実践演習・研修等を通じて、捕獲技術者及び指導人材の育成を図ること。また、緊急銃猟等に対応する体制の構築に向けた支援を行うこと

66　シカ丸ごと１頭活用大作戦として、処理加工施設等の整備をはじめ、「ひょうごジビエの日」の普及啓発により、捕獲した野生動物を有効活用や需要拡大に資する取組を一層推進すること

（　計　６６項目　）

建 設 部 会

＜自然災害に備える強靭な県土の構築＞

１　国土強靭化を着実に進めるため、「ひょうごインフラ整備プログラム」に基づき、強靭で持続可能な社会を目指したインフラ整備を推進すること

２　「日本海津波防災インフラ整備計画」に基づく防潮堤等の嵩上げや沈下対策、防潮水門の整備など、緊急かつ重要な津波対策を計画的に推進すること

３　「兵庫県高潮対策 10 箇年計画」に基づき、防潮堤の整備・嵩上げなど必要な高潮対策を推進すること

４　「ひょうご道路防災推進 10 箇年計画」に基づき、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響の大きい道路の橋梁耐震補強や法面防災対策を推進するとともに、災害時における道路ネットワークの機能確保に取り組むこと

５　「第５次山地防災・土砂災害対策計画」に基づき、砂防えん堤や治山ダム等の整備を推進し、人家等保全対策、流木・土砂流出防止対策、緊急防災林整備に取り組むとともに、河川改修、既存ダムの有効活用、堆積土砂撤去等の事前防災対策、防潮堤の整備等の高潮対策、ため池治水活用等の流域対策などによる総合的な治水対策を推進すること

６　河川氾濫や土砂災害が懸念される際に、県民や市町が的確に避難判断や行動ができるよう、河川監視システム等の充実や、河川ライブカメラ画像の配信拡充に加え、ハザードマップの周知や自主避難行動を促進する情報発信など、減災・防災のための情報発信をより一層充実させること

７　災害時発生時における情報インフラの重要性に鑑み、通信・電力等のライフラインを含めた総合的な情報インフラ防災の在り方について研究するとともに、災害時における情報伝達機能の強化に取り組むこと

＜日常生活や交流を支える社会基盤の充実＞

８　県土の均衡ある発展と県民の生活基盤の充実に向け、市町間の連携を強化し、広域的な生活圏域の形成を図る国道や県道など広域幹線道路及び都市計画道路の整備を推進するとともに、生活道路における渋滞対策や交通安全対策を進めること。また、通学路の安全確保のため、歩道や路肩のカラー舗装の整備を推進すること

９　サイクルツーリズム推進のため、「兵庫県自転車活用推進計画」に位置づけた「ひょうごサイクリングモデルルート」等における走行環境整備や、サイクリストのニーズに応じた自転車輸送手段確保などの受入れ環境整備を推進すること

10　各鉄道会社と連携し、駅舎のバリアフリー化など、高齢者や障害者をはじめ誰もが安心・安全・便利に利用できる利便性・安全性の向上を図ること。また、公共交通のバリアフリー化やＵＤタクシーの導入を支援するとともに、公共交通の円滑な接続によるシームレスな移動環境の実現を図るすること

11　ＪＲ山陰本線や加古川線等の施設整備や新型車両の導入等による輸送サービスの向上を図るとともに、地域活性化や県民生活を支えるＪＲローカル線や路線バスの維持・利用促進に必要な取組を推進すること

12　通院や通学・通勤、買物等の県民の日常生活を支える公共交通システムについて、地域の実情やニーズに応じた維持・活性化に取り組むとともに、デマンド型交通の普及やＩＣＴ技術を活用したＭａａＳの導入、「公共交通リ・デザイン」の推進を支援すること。また、路線バス・コミュニティバス・タクシー等の継続的な運行支援を行うこと

＜持続可能な地域をつなぐ社会基盤の形成＞

13　新たな東西交通軸となる播磨臨海地域道路や名神湾岸連絡線をはじめ、大阪湾岸道路西伸部、神戸西バイパス、山陰近畿自動車道（鳥取豊岡宮津自動車道)、北近畿豊岡自動車道など、県全体の発展基盤となる基幹道路八連携軸を構成する高規格道路ネットワークの早期整備を推進すること。また、播磨臨海地域道路の早期事業化及び東播丹波連絡道路(西脇市黒田庄町～丹波市)の調査促進を図ること

14　基幹道路ネットワークの構築については、事業のスピードアップに有効な有料道路制度を効果的に活用し、建設年次の古い基幹道路の災害時の安全性を確保するための耐震化や老朽化対策に必要な財源の確保に対して有料道路制度の導入を可能とするよう国へ働きかけること

15　県内産業を支える物流拠点として港湾の重要性を認識し、航路・泊地の維持浚渫を計画的に推進するとともに、不足する野積場・上屋の拡充、老朽化した荷役機械の更新・修繕の早急な実施と更なる機能強化を推進し、競争力ある港湾の実現を図ること

16　大阪湾ベイエリア活性化にもつながる、積極的なポートセールスによる定期航路の開拓や船舶・貨物の誘致など物流活動の強化を進めるとともに、港湾の利用促進、旅客船利用者の利便性・快適性の向上とにぎわいの創出を図ること

17　国際コンテナ戦略港湾「阪神港」への集貨とモーダルシフトの推進に向け、県管理港湾との更なる連携強化と同港湾の活性化方策を推進すること

18　姫路港旅客船ターミナルは、テナント、利用者、地元の意見を反映し、愛され親しまれる施設になるよう整備すること

19　燃料価格高騰の影響が大きいフェリー・旅客船への支援措置及び離島航路の維持に向けた支援を継続すること

20　みなとを核としたまちづくりを推進するため、クルーズ客船の受け入れ体制の整備を図るとともに、みなとオアシスや海の駅の活用を推進すること

21　播磨臨海地域における、2050 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとするカーボンニュートラルポートの取組については、各事業者に過度な負担がかからないよう配慮し、支援策も併せて講じること

22　神戸空港の国際化を最大限活用し、関西３空港の競争力を確保するとともに、国内外からの来県者に対する二次交通を整備すること。また、但馬地域の交流人口拡大を目指し、コウノトリ但馬空港のＲＥＳＡ対応を着実に進め今後の利活用促進に取り組むこと

23　今後の自動運転車両の普及も踏まえた舗装や案内標識、区画線等の道路付属物の老朽化対策、街路樹の除草や剪定、清掃、凍雪害対策等の適正な維持管理を推進するため、県単独予算の維持や公共施設等適正管理推進事業債、緊急自然災害防止対策事業債の積極的活用により必要な予算を確保すること

24　道路の安全安心を守るため、橋梁、トンネル、歩道橋などの道路構造物の計画的・効率的な維持修繕に取り組み、急速な進行が見込まれるインフラの老朽化対策を推進すること

25　河川の堆積土砂除去、港湾の維持浚渫、砂防施設における土砂・流木の捕捉空間の確保など、防災・減災に資する社会基盤の適切な維持管理を推進すること。

26　民間のノウハウやインフラＤＸ等による新技術の導入を促進し、道路・上下水道をはじめ良好な社会基盤の効率的かつ持続的な維持管理を推進すること

27　元請と下請の適正な関係の構築や、経営事項審査制度の的確な運用を実践している建設企業の成長・発展のための支援を実施すること

28　企業の相互補完的な連携や他分野への進出など、建設業の再編につながる取組を行う業者や資材の共同調達等により経営効率化を図ろうとする業者等に対する支援を実施すること

29　公共工事の品質確保の促進に関する法律やいわゆる環境配慮契約法の趣旨に配慮し、プロポーザル方式、設計競技方式、環境負荷低減技術等の採用により選定の多様化を促進するとともに、分離・分割発注の徹底、発注・施工時期の平準化等により県内業者の受注機会の一層の拡大を図ること

＜社会の変化に対応した取組の推進＞

30　資材価格や燃料費、人件費等の高騰や、人材不足など社会情勢の変化を的確に捉え、受注者が適正な利潤を得られる適切な設計金額や工期を設定するとともに、県内企業の受注機会の確保を図ること。建設業の担い手の中長期的な育成・確保に資するため建設業における働き方改革の推進、インフラＤＸの活用による生産性の向上、災害時の緊急対策強化を図り、持続可能な事業環境確保を実現すること

31　適正な最低制限価格の設定、法令違反業者に対する入札参加資格制限期間（指名停止期間）の厳正な適用や関連企業への適用拡大など、入札・契約事務の適正な執行を図ること

32　県が発注する事業においては、県内企業への優先発注に努めるとともに、元請事業者に対して県下の中小・零細事業者への優先的な下請発注を要請すること

33　運搬業者等の駐停車･荷捌き場所及び大型トラック等運転者の休息施設の整備場を推進するとともに、時間外労働の上限規制適用に伴う人手不足を踏まえ、人材確保・人材育成の環境整備の支援を図ること

34　既存ストックの維持管理や長寿命化を図るため、非破壊検査技術など専門技術者等による点検・調査等の効果的な手法を取り入れ、公共施設の信頼性、安全性を確保すること

35　長期的な地価推移を表す重要な指標である地価調査事業において、県内地価の実態をより正確に把握するため、調査地点数を拡充するとともに必要な予算を確保すること

36　公共施設等の整備に際しては、民間資金、技術、維持管理ノウハウなどを最大限活用し、早期整備や経費軽減に効果的な、PPP・PFI、LABV 等の官民連携を積極的に促進すること

＜地域創生に資するまちづくり＞

37　南海トラフ地震等の大規模災害に備え、総合治水対策や高潮対策、ハザードマップの周知及び避難対策を着実に推進するとともに、住まいをはじめとする民間・公共建築物の耐震化やユニバーサルデザインを促進すること。また、土砂災害特別警戒区域内の住宅改修等への支援を推進すること

38　グリーンインフラを推進し、都市住環境を改善するとともに、ネイチャーポジティブの実現に向け、森・川・里・海の連続性を意識し、河川生態系に配慮した治水事業を推進すること

39　木の良さや木材利用の意義に対する県民の理解を深め、県民主体のまちなみ緑化事業を進めるとともに、建設関連業界への県産木材利用促進の働きかけ、都市部での低炭素化に資する建築物の認定制度などにより、カーボンニュートラルなまちづくりを目指すこと

40　社会情勢や利用者ニーズに応じたリノベーション計画に基づき、老朽化した公園施設の更新等に取り組むとともに、民間の優れたノウハウと投資を呼び込む新たなパークマネジメントを導入することで、県立都市公園の利活用を推進すること

41　社会変化の実情に合わせた持続可能な分散型社会への転換を図るため、都市計画区域マスタープラン等に基づき、各地域が活力を持って自立できる地域連携型都市構造の実現を目指すこと

42　地域の実情に即した総合的な都市計画と土地対策の推進、住宅ストックの友好活用や地域活性化を促進するため、市街化調整区域における土地利用の弾力化を進めること

43　空き家が増加する中、空家対策特別措置法を踏まえ、行政、地元自治会、不動産業団体等による連携を推進し、空き家の発生予防、利活用、除去を含めた適正管理など総合的かつ計画的な空き家対策を推進するとともに、所有者・活用者等への財政的支援の充実を図ること

44　住民の高齢化と建物・公共施設等の老朽化が進む明舞団地をはじめとするオールドニュータウンについて、住民や民間事業者等との連携による再生を促進するとともに、既存ストックのリノベーション等を通じた都市住環境の改善と地域コミュニティの活性化を図ること

45　社会情勢や県民ニーズの変化に対応した県営住宅のあり方検討及びその整備・改善の推進並びに家賃の収納促進等適正な維持管理を推進すること

46　多自然居住・二地域居住の推進、空き家活用や古民家再生、既存住宅のリノベーション等の取組を通して移住・定住や地域内外の交流を促進し、地域特性を活かした持続可能なまちづくりを推進すること

＜地域活力を創造する企業庁の新たな取組＞

47　経済の活性化、雇用の創出など地域創生を推進するため、市町等との適切な役割分担のもと、地域創生に資する新たな産業拠点を整備するとともに、未利用の県有地等の利活用を積極的に進めること

48　兵庫県企業庁経営戦略に基づき、公営企業として効果的・効率的に事業を展開し、地域の振興、県民の福祉向上を図るとともに、自立・安定した健全経営を維持し、経営状況について県民への説明責任を尽くすこと。特に、県政改革方針で示された地域整備事業会計の根本的見直しについては、更なる収益悪化等を防ぐため、決定された経営戦略に基づき、会計収束を目指した着実な整理を進めること

49　淡路夢舞台について、地域振興拠点施設としての機能強化を図るとともに、民間活力の導入や魅力向上に取り組み、交流人口の拡大及び地域経済の活性化につなげること

50　水需要調査によって明らかになった課題に対し、的確な対策を計画的に実施するとともに、市町や阪神水道企業団等と緊密な連携を図ること

51　断水リスクに備えた連絡管の整備等、安全安心な水道・工水の安定的な供給を図ること

52　企業庁として、再生可能エネルギーの導入・活用を推進するとともに、ローカル５Ｇやひょうご情報ハイウェイ等の超高速通信基盤の整備・利活用や次世代型産業団地の整備を推進すること

（　計　５２項目　）

文 教 部 会

＜第４期「ひょうご教育創造プラン」等に基づく教育の推進＞

１　第４期「ひょうご教育創造プラン」の基本理念に基づいた教育の実現に向け、市町教育委員会への指導・支援を通し、浸透を図ること

２　若者の地域定着に向け、ふるさと意識を醸成するとともに、子どもたちが主体的にライフプランを設計し、自分らしい生き方等について考えられるよう、学校・家庭・地域が連携し、教育活動全体を通じて発達段階に応じた計画的・組織的なキャリア教育の推進や小学生からのプレコンセプションケア教育を図ること

３　文理融合型や国際系の探究、県内大学等と連携した研究、留学生等ネイティブスピーカーとの文化交流､地域課題発掘･解決方策の提案等を通じ、独創的発想と卓越した技術の知識を活かして新たな価値を創造し、地域課題解決への道を切り開く人材育成を推進すること

４　専門高等学校における電気工事や建設業など関する実践的な技術・技能の習得、資格取得や卒業生の地元就職の促進を図り、地域産業等に貢献できる人材育成・人材確保に努めること

＜「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成＞

５　学校教育の場において、互いを支え合う意識を高め、児童生徒の個性・可能性を見出し、能力・才能を伸ばす教育により、確かな学力の育成に取り組むこと

６　子供一人ひとりのキャリア発達を促すため、それぞれの能力や態度等を的確に把握するとともに、進路相談等のきめ細かな支援の充実を図ること

７　小学校での「自然学校」、中学校での「トライやる・ウィーク」、高校での「県立高校ふるさと共創プロジェクト」等の発達段階に応じた体験活動について、その目的を生徒にしっかりと周知し成果や課題の検証結果を踏まえ、更なる充実を図ること

８　人権を尊重する理念への理解を深め、生命を尊重する心や他人を思いやる心を養う教育の推進を図ること

９　北朝鮮による拉致問題等の風化を防ぐため、アニメ「めぐみ」を活用した教育や啓発等に取り組むこと

10　領土問題をはじめ、正しい歴史認識に基づき、誤解を招く表現を避け、国や先人の歩みに誇りを持てる近現代史を重視した、日本人としての自覚を育む歴史教育の充実強化を図ること

11　県管轄の石碑・文化遺構を把握し、今後の継続等を鑑み対応するなど、伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度を涵養し、自然との調和や生命

を尊重する心と規範意識を醸成するため、道徳教育の充実を図り、道徳教育副読本を学校と家庭において十分に活用し、さらなる推進を図ること

12　教育基本法の理念に則り、我が国と先人が歩んできた歴史等を尊ぶ価値観を育み、平和に関する教育のあり方を検討すること

13　国旗・国歌を正しく理解する教育、校内における適切な国旗の掲揚と、式典や行事等で国歌が斉唱できる指導を推進すること

14　主権を有する国民としての自覚と責任を育み、日本の領土・領海に関する認識と意識を高めるとともに、社会保障制度を理解し、生徒が積極的に社会参画するため、政治的中立性を確保した有権者教育・公民教育に取り組むこと

＜予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進＞

15　「ひょうご学力向上推進プロジェクト」、「兵庫型学習システム」、「ひょうご学力向上実践研究事業」等を推進し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、総合的な学力向上対策の充実を図ること

16　ＡＩ共存時代を見据え、発達段階に応じた情報モラルを含む情報活用能力を育成すること

17　想像力や思いやり、責任感など、ＡＩにはない心と能力を育成するため、体験活動を生かした感性教育、思考教育、コミュニケーション能力の向上を図ること

18　科学的な見方・考え方を育成する理数教育の充実を図るとともに、小中学校段階での総合的な学習の時間や教科横断的な学習におけるＳＴＥＡＭ教育の可能性について研究すること

19　コミュニケーションや感性・情緒の基盤となる活用・表現力の重点的な育成を図ること

20　より実践的な語学教育や課題発見・解決能力の育成を進めるとともに、日本と世界の歴史の理解を深め、日本人としての誇りを培い、国際的に活躍できる人材の育成を図ること

21　さまざまなスポーツ競技を体験できる機会を通した、児童生徒の体力・運動能力の向上を図る施策の推進と健康指導の充実強化の推進を図ること

22　地域の農林水産物を使った学校給食など、教育活動を通じた食育の推進を図るとともに、食育の推進をするうえで栄養教諭の資質能力向上も図ること

23　自己肯定感を育む幼児期にふさわしい遊びや生活を通じた幼児教育の推進を図るとともに、幼児教育の重要性を認識し、幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供や相談業務、市町や幼児教育施設に対す

る助言・情報提供等を行う幼児教育センターの設置を通じた関係機関が連携した指導を推進すること

24　「県立高等学校教育改革第三次実施計画」における「県立高等学校の魅力・特色づくり」及び「県立高等学校（全日制）の望ましい規模と配置」については、私立高校無償化の影響を調査し、県立学校のあり方について関係高等学校及び中学校の生徒・保護者、また地元住民・自治体など関係機関の意見を十分に踏まえ、五国にふさわしい配置等を適切に推進すること

25　公教育の一翼を担う私立学校教育の充実支援や保護者の負担軽減、実践的な職業教育、専門的な技術教育を担う専修学校及び各種学校に対する適切な補助金制度の充実や事業への支援等、本県の学校が魅力を高め「選ばれる学校」になるよう適切な支援を図ること

26　朝鮮学校への補助金交付を廃止すること

27　県立大学の特色を生かした教育・研究活動を推進し、海外との積極的な交流や先端研究、県内関係機関と連携した地域課題の解決を図る取組など、社会から評価される大学づくりを推進するとともに、県立大学の授業料無償化について、成果と課題を明確にし、より優秀な人材が集まるよう留意すること

28　社会教育施設の展示内容の中立性に努め、人生を豊かにするための学びの場や、日本古来の伝統芸能文化の振興や後継者を育成する場として社会教育施設が一層活用されるよう充実を推進すること

＜すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築＞

29　特別な支援を必要とする子供たち、特性を持つ子供たち、外国ルーツの子供たちが増加する社会において、インクルーシブ教育を学校の標準に格上げし、協働して全ての子供たちが学び続ける力を育む教育が行われ、子供たちの自立と社会参加に必要な教育を行うこととともに、教育的ニーズに応じた医療や福祉など関係機関が連携した適切な指導・支援が学校園で行われるように促進し、住み慣れた地域での社会参加につながるように支援すること

30　障害のある生徒と障害のない生徒との相互理解・交流を推進し、ＬＤ（学習障害）、ＡＤＨＤ（注意欠陥多動性障害）等の児童生徒に対応する支援教員の配置、通級指導の充実、医療的ケアが必要な幼児児童生徒のための看護師等の配置、市町の特別支援教育への支援等を堅持し、充実強化を図るとともに発達上の課題を有する児童生徒の早期発見・早期対応、環境整備に努めるとともに、近年、法務省が少年院や保護観察所における指導に際して、障害特性に応じた配慮を充実強化している状況等も参考として、その取組について研究すること

31　いじめ、暴力行為、薬物乱用等の問題行動の予防と早期対応を強化し、ＳＮＳ悩み相談窓口の充実など、心のケアの体制を強化し、安全・安心な学校環境の実現をするとともに、ＳＮＳ等インターネット上の誹謗中傷や人権侵害について、子供たちが被害者にも加害者にもならないための指導の普及を図ること

32　適宜、ＰＴＡや地域社会、外部機関と連携を図り、いじめ問題等の未然防止と発生時の適切な対応に努めること

33　すべての子供たちが不登校になる可能性を抱えているという観点を持ち、「ひょうご不登校対策プロジェクト事業」等を推進するとともに、個に応じた指導・配慮に努め、早期発見と医療や福祉の関係機関が連携した組織対応、全ての児童生徒が安心して学べる場としての学校づくりに取り組むこと。また、不登校児童生徒の家庭への支援を図ること

34　不登校特例校・校内教育支援センターの設置を促進するため、国への働きかけを含め、教員・学習スタッフ等の配置に取り組むこと

35　ＬＧＢＴＱ等いわゆる「多様な性」について、極端な主張により児童生徒や保護者に誤解や不安を与えることのないよう、教育現場での「性理解」の取扱いに慎重を期すこと

36　コミュニティ・スクールなど、学校と地域が一体となって連携・協働する仕組みを推進するとともに、部活動の地域移行においては、地域ごとの課題が解決され、これまで培った部活動の教育的意義が達成されるように促進すること

37　阪神・淡路大震災の記憶を「繋ぐ」という観点を重要視し、改めて南海トラフ地震や近年多発している風水害等の有事に備え、自らの生命を守る正しい知識や技能を身につける防災教育を推進し、地域や専門機関等と連携した防災訓練等に取り組むこと

38　校外活動時に学校保健安全法に基づく「危機管理マニュアル」等によった安全管理運営体制が徹底されるよう働きかけるとともに、通学時の防犯・交通安全教育や、地域と連携・協働する仕組みづくりを推進すること

＜安心・安全で質の高い学びを実現する教育・職場環境の整備・充実＞

39　ＩＣＴ等の学習基盤をさらに整備し、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな指導・支援や遠隔授業の活用等による学びの質の向上を図るとともに、一人一台端末の使い方の節度を明確にし、発達時期に合わせた活用になるよう取り組むこと。併せて、デジタル教科書と従来の教科書の有効性や併用の効果について研究すること

40　児童生徒の読書率向上を図る取り組み、電子書籍の有用性と課題について研究するとともに、学校図書館の充実を図ること

41　空調設備については、学習環境充実のため特別教室、体育館への設置を着実に進めるとともに、学校生活環境を整えるため食堂等への設置を検討

し、併せて空調設備の稼働により増加する経常的経費の予算確保にも努めること

42　学校の働き方改革に向け、スクール・サポート・スタッフの配置を更に拡充するとともに、ＩＣＴ機器の活用、柔軟な働き方や評価方法などの取り入れの検討を進め、教職員の人材確保を図ること

43　学校長のリーダーシップによる学校運営や、主幹教諭制度運用と、研修の充実で教職員の資質能力の向上、教職員間のハラスメント対策等、風通しのよい職場づくり、信頼される学校づくりに取り組むこと

（　**計４３項目**　）

警 察 部 会

＜県民の安全を守る力強い警察活動の展開＞

1　迅速・的確な初動捜査による重要凶悪犯罪の徹底検挙、凶悪犯罪から子供を守る安全確保対策を推進すること

2　ＤＮＡ型鑑定や防犯カメラの画像解析、ＡＩ等の先端技術を活用した科学捜査及び犯罪関連情報の総合分析を推進するとともに、犯罪の早期解決に資する最新設備導入を進めること

3　県の「暴力団排除条例」等を活用して、市町と連携しながら、実効性のある暴力団対策の推進を図るとともに、官民一体となった暴力団排除運動の更なる推進を図ること

4　暴力団組織や匿名・流動型犯罪グループが関与する薬物・銃器事犯等への対策を強化するとともに、外国人犯罪組織等の壊滅に向けた対策を推進すること

5　犯罪収益の没収・追徴等、組織的犯罪処罰法等の積極的活用による不法収益の剝奪推進を図ること

6　認知症高齢者の行方不明事案やストーカーやＤＶ、虐待等の人身安全関連事案について、関係部局・機関と連携を強化し、認知した時点から迅速な対応を図ること

7　危機管理能力及び災害対処能力の向上と関係機関等との連携強化により、テロや大規模災害等への対応強化を図ること

8　地域行事等イベントが安全に開催されるため、警備について地域と主催者の理解が得られるよう協議するとともに、要人警護の体制づくりに努めること

9　覚醒剤・大麻等の供給遮断と需要根絶に向けた取締りを徹底するとともに、市販薬の過剰摂取も含む薬物乱用防止対策について、若年層を中心に教育機関等と連携した啓発活動を強化・推進すること

＜警察組織基盤の充実・強化＞

10　警察署等再編整備により、免許更新事務等、警察署において行う窓口業務のサービス低下を招かぬよう、その効果を検証し、特に、交番・駐在所の再編整備に当たっては地域住民の声を十分に汲み取り、住民の理解を得るように努め、地域に安心感を与える対策を講じ、県下全体の治安維持に寄与すること

11　警察庁から示された「将来を見据えた警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保に向けた指針」を踏まえ、優秀な人材の確保と人材育成を推進するとともに、働きやすい職場環境の整備、組織全体の危機管理機能の強化等を通じて、警察組織基盤の充実・強化を図ること。特に、県民の警察に対する信頼を損なうことのないよう、職務倫理の徹底等に関する研修を重点的に実施すること

12　女性警察官の採用・登用拡大、勤務環境の整備、相談窓口の整備やワーク・ライフ・バランスを推進すること

13　警察官の命を守り、職場環境を整備するためにも、狭小・老朽化した施設の早急な改修、増築及び更新を推進すること

14　警察活動を迅速かつ的確に行うために必要な警察用車両・航空機、装備資機材及び情報通信基盤等の整備・更新並びに国への予算要望の働きかけの強化を図ること

15　合理的かつ効果的な装備の充実により、交番・駐在所に勤務する地域警察官の安全確保対策を強化するとともに、交番相談員の効果的な配置や警らの充実など地域警察活動の強化を図ること

16　デジタル化への対応に向け、警察関係機関での様々な手続きや警察署内部での業務について、その精度や安全性を確保しつつ、オンライン化を図る等さらなる省力化、効率化の推進を検討すること

＜交通事故防止対策の総合的な推進＞

17　通学路の安全確保及び交通弱者の交通事故防止に向け、横断歩道や一時停止線等の交通安全施設の整備を推進し、交差点や横断歩道での交通指導・取締りを強化するとともに、自転車通行環境の整備、高齢運転者の運転免許証自主返納支援及び返納後の生活交通の確保に向け、知事部局、市町及び交通事業者等との連携を強化すること

18　「あおり運転」等の危険運転や「ながらスマホ」の取締りを強化するとともに、生活道路における法定速度引き下げや自転車の交通ルールの周知など、交通事故防止に向けた効果的な啓発、規制を実施すること

19　信号機のＬＥＤ化や老朽化した道路標識、摩耗した横断歩道、標示等の交通安全施設等についてスクラップ＆ビルドによる効果的・効率的な整備を、道路管理者との連携の下、着実に推進すること

20　子供や高齢者、外国人運転者、自転車利用者等を対象とした交通安全教室等の開催充実など、効果的な交通安全教育、啓発を推進すること

＜県民に身近で不安を与える犯罪の未然防止に資する活動の推進＞

21　事案認知時等の初動対応に加え、県と連携した外付録音機の無償配付や広報啓発、金融機関と連携した水際対策のほか、急増するニセ警察詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止をはじめ、生成AI技術の発展に伴うディープフェイク動画によるなりすまし詐欺等の新たな犯罪手口への対応力を強化し、特殊詐欺対策を一層強力に推進すること

22　繁華街における違法な客引き行為に対する取締りの強化を一層推進すること

23　制服警察官の姿を見せる警戒活動と自主防犯活動との連携、防犯カメラ等の防犯設備の充実及び防犯協会の活性化を図り、地域の犯罪情勢に即した防犯活動を推進するとともに、不法滞在・不法就労外国人対策や多言語による防犯情報の提供を推進し、外国人等による犯罪の抑止及び犯罪被害の防止に取り組むこと

24　被害者支援関係団体や関係機関との連携強化による犯罪被害者等に対するきめ細かな支援活動を推進すること

＜青少年の非行防止と健全育成に向けた取組の推進＞

25　低年齢化する少年犯罪に対する取締り、少年補導活動、相談活動のほか、関係機関等と連携した少年を取り巻く有害環境浄化活動及び保護司等との連携による再非行率低減への取組など、地域ぐるみの非行防止対策や保護対策等を総合的かつ効率的に推進すること

26　闇バイトへの安易な応募や脅迫により特殊詐欺に加担して検挙される少年が後を絶たないことから、インターネット上の闇バイト案内等の監視や教育機関等と連携した広報啓発、相談体制の構築を一層推進すること

27　インターネットやＳＮＳの利用に起因する子供の性被害や違法薬物の入手等の犯罪被害防止に向け、取締りと対策を強化するとともに、利用者の低年齢化を踏まえ、教育機関等と連携し、情報モラル及び情報リテラシーの向上に向けた啓発活動を推進すること

28　なりすまし詐欺広告やインターネット上の誹謗中傷、名誉棄損、プライバシー侵害等の悪質な書き込みをはじめとする違法・有害情報を的確に把握し、事件化及び削除要請等の対策を推進すること

＜サイバーセキュリティ対策の推進＞

29　サイバー犯罪や世界的規模で頻発するサイバー攻撃といった深刻化するサイバー空間の脅威に対処するための高度な能力を有する人材の確保・育成をはじめ、総合的なサイバーセキュリティ対策を推進すること

（　計２９項目　）